

事業計画書

1. 法人の理念

私たちは その人を心でうけ その人に心で応え
常に研鑽を積み 資質の向上を図りつつ
地域社会福祉を創造します。

2. 法人の基本方針

障害福祉サービス及び介護福祉サービスの質の向上を図るとともに、常に利用者の立場に立ち、保障された品質の高い障害者支援及び高齢者介護サービスを提供し、利用者とのコミュニケーションを図り、相互理解を構築するとともに、職員が支援及び介護の専門職としての技術の向上を図り、工夫を凝らして時間・効率・連携を考え、心にゆとりを持って「信頼と安心の福祉サービス」を提供できるよう努めます。

3. 法人の事業目的

社会福祉法人寿徳会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行います。

- (1) 第1種社会福祉事業
 - (イ) 障害者支援施設の経営
 - (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第2種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人短期入所事業の経営
 - (ニ) 特定相談支援事業の経営
 - (ホ) 生計困難者に対する相談支援事業

4. 重点目標

(1) 改正社会福祉法への対応

平成 28 年 3 月に成立した改正社会福祉法が、平成 29 年 4 月から本格的に施行されます。法改正が行われてから施行までの期間は、改正内容の規模によるものの、事業者によくの対応が求められるケースでは、一般的には 2 年程度はかかる場合が多い。しかし今回の改正では、具体的な内容を細かく決めていく国の審議会・検討会の開催から政省令の発出等までが 1 年未満で行われています。社会福祉法人の改革が急がれた背景には、いわゆる内部留保問題による外圧、すでに 10 年以上前に行われている公益法人制度改革とのバランスなど様々な要因がありました。社会福祉法人制度改革の大きな目標は、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底することであると考えます。これに基づき、以下の内容に注力しつつ法人運営に努めます。

- ① 経営組織のガバナンスの強化
 - 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
 - 財務会計に係るチェック体制の整備
- ② 事業運営の透明性の向上
 - 財務諸表の公表等について法律上明記
- ③ 財務規律の強化
 - 適性かつ公正な支出管理の確保
 - いわゆる内部留保の明確化
 - 社会福祉事業等への計画的な再投資
- ④ 地域における公益的な取組を実施する責務
 - 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応
- ⑤ 行政の関与の在り方
 - 所轄庁による指導監査の機能強化
 - 国・都道府県・市の連携を推進

(2) 質の高いサービスの提供

利用者の生活ニーズを尊重し、生きがいを実践できる生活援助に努めます。

- ① 利用者ニーズの的確な把握と権利擁護の確保
- ② 心身の状況に着目した自立支援を行い生きる目標を見つける
- ③ 安全・安心の確保及び円滑な介護・支援と生活訓練等の推進
- ④ 苦情解決・リスクマネジメント体制の確立と第三者委員との連携等

(3) 地域福祉活動と地域への公益的な取組みの推進

地域福祉の推進拠点をめざし、公益的な取組みを進めます。

- ① 地域における公益的な取組みの推進
- ② 開かれた施設・事業所づくりと地域交流の推進
- ③ ボランティア活動の拠点をめざす
- ④ 生活・福祉相談の拠点をめざす
- ⑤ 災害時の救援拠点をめざす
- ⑥ 行政、関係機関、団体等との連携・強化

(4) 職員の確保と人材育成

職員の確保対策の充実並びに職員一人ひとりが豊かな人間性と専門性を持つよう人材育成に努めます。

- ① 職員の確保対策の充実と職員体制の強化
- ② キャリアパスの充実・推進
- ③ 研修機会の確保と研修への積極的な参画
- ④ 福利厚生の実施
- ⑤ 資格取得のための環境整備
- ⑥ 表彰制度の推進

(5) 経営基盤の安定化と透明性の確保

社会福祉事業を確実・効果的に実施するため、経営基盤の強化を図るとともに透明性の向上に努めます。

- ① 事業の計画的、効果的实施

- ② 新たな事業の円滑かつ確実な実施と展開
- ③ 収支状況の把握・点検と財務規律の強化
- ④ 業務改善の推進
- ⑤ 法令遵守と事業運営の透明性の向上
- ⑥ 内部監査の推進

5. 評議員会・理事会等の開催

名称	内容	開催回数等
評議員会 (運営に係る重要事項の 決定機関)	①事業報告(報告案件) ②決算書類等(承認案件) ③理事・監事の選任(承認案件) ④役員報酬基準(承認案件) ⑤定款の変更(承認案件)等	第1回定時評議員会 6/21(水)予定 承認案件がある場合に開催する
理事会 (業務執行の決定機関)	①業務執行の決定(日常業務として理事会が定めるもの) ②理事の職務執行の監督 ③理事長及び常務理事の選定及び解職	第1回理事会 6/5(月)予定、 毎会計年度に4ヶ月を超える 間隔で2回以上
監事	理事の職務執行の監査、計算書類等の監査、監査報告書の作成、 事業の報告要求等	監事監査年1回以上 5/26(金)予定 評議員会・理事会への出席

6. 寿徳会後援会の充実・発展に寄与する

法人を支える後援会の充実・発展に寄与するため、職員一丸となって、後援会への協力体制を推進します。

7. 家族会・保護者会との連携

はだの松寿苑「家族会」・松下園「保護者会」・キャンパス秦野「きずなの会」との連携充実を図り、各種行事において共同で行えるよう計画します。

8. 平成29年度借入金償還計画

別紙1の通りです。